

## ■検針時期・料金納入期限のスケジュール

平成20年4月から検針月および料金の算定方法などの変更にともない、次のように検針時期・料金納入期限などの調整があります。

- ・旧伊奈地区 3月に「定例（2月使用分）検針」と「調整（3月使用分）検針」を行います。
- ・旧谷和原（谷原・福岡）地区 変更に伴う調整はありません。
- ・旧谷和原（小絹・十和）地区 2月に「定例（1・2月使用分）検針」を行い、3月に「調整（3月使用分）検針」を行います。  
このため、3月に「定例（1・2月使用分）請求」を行い、4月に「調整（3月使用分）請求」を行います。

平成20年2月から8月までの各地区のスケジュールは次のとおりです。

旧伊奈地区				旧谷和原地区					
のうち 陽光台・紫峰ヶ丘				谷原・福岡・陽光台・紫峰ヶ丘					
月	使用期間	検針時期	料金納入期限	使用期間	検針時期	料金納入期限	使用期間	検針時期	料金納入期限
2月	2月使用分	1日 2月検針 （1月 7日 使用分）	20日 2月請求 （1月 使用分）	2月使用分	1日 2月検針 （1月 7日 使用分）	20日 2月請求 （1月 使用分）	2・3月使用分	20日 2月検針 （1・2月 使用分）	29日 2月請求 （12・1月 使用分）
		25日 3月検針 （2月 7日 使用分）	20日 3月請求 （2月 使用分）		25日 3月検針 （2月 7日 使用分）	20日 3月請求 （2月 使用分）			
3月	3月使用分	1日 3月検針 （2月 7日 使用分）	20日 3月請求 （2月 使用分）	3月使用分	1日 3月検針 （2月 7日 使用分）	20日 3月請求 （2月 使用分）	4・5月使用分	20日 3月検針 （2・3月 使用分）	31日 3月請求 （2・3月 使用分）
		25日 3月検針 （3月 使用分）	31日 3月請求 （3月 使用分）		25日 3月検針 （3月 使用分）	31日 3月請求 （3月 使用分）			
4月	4月使用分	20日 4月検針 （4月 使用分）	20日 4月請求 （3月 使用分）	4・5月使用分	20日 4月検針 （4・5月 使用分）	20日 4月請求 （3月 使用分）	6・7月使用分	20日 4月検針 （4・5月 使用分のうち 4月 使用分）	30日 4月請求 （3月 使用分）
		30日 4月検針 （4月 使用分）	30日 4月請求 （3月 使用分）		30日 4月検針 （4・5月 使用分のうち 4月 使用分）	30日 4月請求 （3月 使用分）			
5月	5・6月使用分	20日 5月検針 （5・6月 使用分）	2日 5月請求 （4月 使用分）	6・7月使用分	20日 5月検針 （4・5月 使用分）	31日 5月請求 （4・5月 使用分）	8・9月使用分	20日 5月検針 （4・5月 使用分）	31日 5月請求 （4・5月 使用分）
		20日 6月検針 （5・6月 使用分）	20日 6月請求 （4・5月 使用分のうち 4月 使用分）		20日 6月検針 （4・5月 使用分のうち 4月 使用分）	20日 6月請求 （4・5月 使用分のうち 4月 使用分）			
6月	6・7月使用分	20日 6月検針 （5・6月 使用分）	20日 6月請求 （4・5月 使用分のうち 4月 使用分）	8・9月使用分	20日 7月検針 （6・7月 使用分）	31日 7月請求 （4・5月 使用分のうち 5月 使用分）	10月使用分	20日 7月検針 （6・7月 使用分）	31日 7月請求 （4・5月 使用分のうち 5月 使用分）
		30日 6月検針 （5・6月 使用分）	30日 6月請求 （4・5月 使用分のうち 4月 使用分）		30日 6月検針 （4・5月 使用分のうち 4月 使用分）	30日 6月請求 （4・5月 使用分のうち 4月 使用分）			
7月	7・8月使用分	20日 7月検針 （6・7月 使用分）	20日 7月請求 （5・6月 使用分のうち 5月 使用分）	10月使用分	20日 8月検針 （7・8月 使用分）	31日 8月請求 （6・7月 使用分のうち 6月 使用分）	11月使用分	20日 8月検針 （6・7月 使用分）	31日 8月請求 （6・7月 使用分のうち 6月 使用分）
		31日 7月検針 （6・7月 使用分）	31日 7月請求 （5・6月 使用分のうち 5月 使用分）		31日 7月検針 （6・7月 使用分）	31日 7月請求 （4・5月 使用分のうち 5月 使用分）			
8月	8・9月使用分	20日 8月検針 （7・8月 使用分）	31日 8月請求 （5・6月 使用分のうち 6月 使用分）	11月使用分	20日 9月検針 （8・9月 使用分）	※9月請求へ	12月使用分	20日 9月検針 （8・9月 使用分）	※9月請求へ
		30日 8月検針 （7・8月 使用分）	30日 8月請求 （5・6月 使用分のうち 6月 使用分）		30日 8月検針 （7・8月 使用分）	30日 8月請求 （6・7月 使用分のうち 6月 使用分）			

※新料金に変更後は、2枚の納付書（検針月の前月使用分と当月使用分）が同封されます。それぞれ納期限が記入されていますのでご注意ください。  
また、最初の納期限の時に、次の納期限の分を併せて納付することもできます。納期限内の納付にご協力をお願いします。

※旧谷和原地区の農業集落排水使用料は、4月から「上水道の使用水量割り」に変更になることにともない、3月請求（世帯人数割）の2・3月使用分の後、6月請求（使用水量割）の4月使用分までの4月と5月は請求がありません。